

# 文質問書

文書質問は  
こちらから



令和3年4月1日に施行された下川町議会基本条例により、議員は、通常議会を活用し、休会中（定例会議を開催しない月）においても主体的かつ機動的な議員活動に資するため、町政に関して、町長などに対し文書により質問を行うことができるようになりました。

8月は4名の議員から計8問、7月は5名の議員から計8問、8月には5名の議員から計8問、7月の提出がありました。今号では、7月と8月に提出した質問と回答の一部を掲載します。全ての質問と回答については、町のホームページへアクセスするか、次のQRコードを読み取ると見ることができます。

## 令和3年7月 文書質問及び回答

1 質問者 春日隆司 議員

2 質問事項 みんなで創りあげる快適で美しい環境のまちづくり（町道、看板などを含めた町内美化）

質問の内容・要旨	回答
<p>町道や役場前道路の街路花壇について、花、礫（色違い）、雑草など多様な状況であるが、整備方針はどうなっているか。また、公園などの草刈りの時期はどうなっているか。また、看板などについても劣化などが見受けられるが、どのように対応しようとしているか。</p> <p>植栽、清掃、草刈、除草などは業者委託する方法もあるが、住民と行政の関りで創り出す政策（誘導策）を展開することによって、町民と共に創るまちづくりが推進され、経費も削減される。そこで、既存の概念にとらわれず、先進事例やアイデアを募りながら、みんなで創りあげる快適で美しい環境のまちづくり（美化運動）に取り組んでいく必要があるのではないか。</p> <p>以上、お尋ねします。</p> 	<p>街路花壇について、町道ふるさと通り線は、環境美化や生きがいづくりとして老人クラブや地域住民の方々のご協力により、花壇整備や環境整備を実施していただいている植樹枠は引き続きご協力いただきたいと考えております。雑草が多く管理が行き届いていない植樹枠については、枠内に防草シートを敷き、その上に砂利舗装を施す改良工事を実施しています。この工法であれば、雑草の発生を抑制するとともに、従前の植栽枠として戻すこととも可能となっています。この改良工事は、来年度以降も順次進めていく計画です。役場庁舎前の道道ペンケ下川停車場線の植栽枠は、上川総合振興局旭川建設管理部から占用許可を受け、環境美化として、例年、花壇整備を実施しております今後も継続していきます。</p> <p>公園などの草刈時期は、安原公園、ファミリーパークは例年5月、7月、9月ごろ、指定管理している桜ヶ丘公園、管理委託しているちびっ子広場は例年5月から9月まで、月1回程度実施しています。</p> <p>看板などの劣化対応につきましては、町で設置した看板で、今後も必要と判断するものは、補修や付替えなどの対応をし、必要性の無いものは撤去していきます。また、国や道で設置した看板で、今後も必要と判断するものは、国や道に補修や取替えなどの措置を要望していきます。</p> <p>みんなで創りあげる快適で美しい環境のまちづくりについては、現在も各地域の道路愛護組合による沿道の草刈りや、下川町衛生協会における環境美化衛生への取り組みなど、行政と地域住民が協同し環境整備に取り組んでおりますが、近年、高齢化などにより活動が停滞する状況も出てきています。住民自らが主体的に環境整備に参加していくためには、自ら参加しようとする意識の醸成、生きがいづくりや地域活動の充実を図るほか、人材の養成・確保を図る必要がありますが、少子高齢化や、価値観の多様化を背景とした地域社会とのつながりの希薄化などにより課題は多いと考えております。今後、先進地事例などを確認しながら、参考とすべき意見として受け止めています。</p>